

# 都道府県公害審査会の動き

(令和7年8月～令和8年3月)

公害等調整委員会事務局

## 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和7年(調)第3号	ドラッグストア室外機からの騒音低減請求事件	R7.8.28
神奈川県 令和7年(調)第5号	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R7.12.15
神奈川県 令和7年(調)第6号	マンション内の騒音被害防止請求事件	R7.12.25
香川県 令和8年(調)第1号	隣家からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R8.1.5
山形県 令和8年(調)第1号	近隣マンションからの低周波音被害防止請求事件	R8.2.12
滋賀県 令和8年(調)第1号	醸造所からの大気汚染被害防止及び損害賠償請求事件	R8.2.25
宮崎県 令和8年(調)第1号	体育館からの騒音被害防止請求事件	R8.3.5
香川県 令和8年(調)第2号	近隣施設からの騒音等公害防止及び損害賠償請求事件	R8.3.12
神奈川県 令和8年(調)第1号	近隣マンション建設工事からの騒音等被害損害賠償請求事件	R8.3.16
島根県 令和8年(調)第1号	ガソリンスタンドからの悪臭被害防止請求事件	R8.3.17
埼玉県 令和8年(調)第1号	建物解体工事に伴う振動等損害賠償請求事件	R8.3.18

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年（調） 第8号  [エアコン室外 機騒音被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	令和4年11月8日受付  (1)被申請人らは、騒音につ いて敷地境界線上において 環境省の定める騒音に係る 環境基準内にとどまるよう にしなければならない。 (2)被申請人らは、室外機2 台を移設しなければならない。 (3)被申請人らは、上記措置 を行わない場合、室外機2 台を撤去しなければならない。 (4)被申請人らは、申請人に 対し、室外機2台の移設又 は撤去に至るまで、令和3 年11月12日以降、1日あた り金3,000円を支払わなけれ ばならない。	令和7年9月18日 調停打ち切り  調停委員会は、10回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、被 申請人側が以降の期 日に出席しないとい う意思表示をしてい ることなど、当事者 双方の意見に歩み寄 りが見られず、当事 者間に合意が成立す る見込みがないと判 断し調停を打ち切り、 本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和7年（調） 第2号  [車両からの排 ガス被害防止請 求事件]	千葉県 住民3人	美術教室	令和7年4月9日受付  (1) 関係車両（生徒の送 迎車、従業員の通勤車）に 係る駐車場所及び駐車向き の変更、アイドリングスト ップ励行 (2) 駐車場所と申請人宅 を完全に隔てる壁等の設置	令和7年7月15日 調停打ち切り  調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打ち切り、本件は終 結した。
富山県 令和7年（調） 第1号  [屋外遊技場か らの騒音被害防 止請求事件]	富山県 住民1人	屋外遊技 場運営者	令和7年2月6日受付  被申請人は、運営する屋外 遊技場について、防音壁を 設置して騒音を低減するこ と。	令和8年1月22日 調停打ち切り  調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、測 定の結果を受けても 当事者双方の意見に 歩み寄りが見られ ず、当事者間に合意 が成立する見込みが ないと判断し調停を 打ち切り、本件は終結 した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 令和7年（調） 第1号</p> <p>[工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>熊本県 住民1人</p>	<p>食品製造 会社</p>	<p>令和7年1月20日受付</p> <p>被申請人が操業する工場の排水処理施設の異臭根絶及び、長期にわたる異臭、申請人宅及び車内の付臭に伴い、損害賠償金100万円の支払等を求める。</p>	<p>令和8年1月23日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進め、申請人の考えを踏まえ、調停委員会が被申請人に申請人の請求事項等を受け入れられるかを確認したところ、応じられないとの回答があったため、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 令和7年（調） 第2号</p> <p>[隣家からの悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>令和7年8月28日受付</p> <p>被申請人は、悪臭被害の原因を特定する調査に協力し、悪臭の発生源が被申請人宅であった場合には、当該悪臭の被害を解消させるための対策をしなければならない、との調停を求める。</p>	<p>令和8年1月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人は既に可能な対策を行っておりこれ以上の対策はできないと主張したため、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 令和6年（調） 第1号  [隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件]	群馬県 住民2人	①設備工事会社 ②収集運搬会社	令和6年12月10日受付  被申請人①に対して、建物自体への早急な防音等の対策と使用者への今後の対応をすること。 被申請人②に対して、作業音や振動、異臭により生活に著しく支障が出ているため、作業内容の見直しをすること。	令和8年2月5日 調停成立  調停委員会は4回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者全員の合意により調停が成立した。
沖縄県 令和7年（調） 第1号  [基地からの水質汚濁防止請求事件]	市民団体 3団体	防衛省 外務省 環境省 厚生労働省	令和7年10月27日受付  (1)防衛省、外務省及び環境省に対して、国及び沖縄県等地元自治体による米軍基地内への立入調査の実現を求める。 (2)防衛省に対して、国によるPFAS汚染対策に係る費用の恒常的な負担を求める。 (3)厚生労働省に対して、住民の血液検査及び健康被害が危惧される住民への医療支援措置の実施を求める。	令和8年2月6日 調停申請却下  本申請における加害行為地は公害紛争処理法第50条が調停手続の適用対象から除外する「防衛施設」に当たることから、公害審査会は、不適法な申請であるため申請を却下することと判断し、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>埼玉県 令和6年（調） 第3号</p> <p>[通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>設備工事 会社 通信サー ビス会社</p>	<p>令和6年11月9日受付</p> <p>(1) 工事内容及び施工方法等についての十分な協議や誠意ある対応。 (2) 受忍限度を超える騒音・振動の発生の禁止。 (3) 施工中の騒音や振動の定期的な測定及び測定結果の公表。 (4) 騒音・振動等に対する謝罪、健康被害に対する補償、慰謝料等の支払い。 (5) 騒音・振動により被害が生じた物件等への補償及び必要な調査の実施。</p>	<p>令和8年2月13日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人が行った対策に対して申請人が納得せず、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>神奈川県 令和7年（調） 第3号</p> <p>[隣接マンションからの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>マンショ ンのオー ナー マンショ ン管理会 社</p>	<p>令和7年9月25日受付</p> <p>被申請人が管理しているマンションに設置の受水槽の増圧ポンプが起動するたびにカーンカーンと音がしてそれが壁に反響し、申請人マンションの1階リビングに響くので、この騒音を生活に支障のない音の低さにするようにしてほしい。</p>	<p>令和8年2月17日 調停取下げ</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進め、被申請人が新たに行った措置に納得したことから、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮崎県 令和7年（調） 第1号  [工事現場からの騒音・振動に係る損害賠償請求事件]	宮崎県 住民1人	宮崎県 (工事発注者)	令和7年7月10日受付  被申請人は申請人に対して損害賠償として金40万円を支払うこと。	令和8年2月18日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、両者の主張の隔たりが大きく、歩み寄りの意向も見られないことから、当事者間に合意が成立する見込みはないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和6年（調） 第1号  [解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民13人	埼玉県 住民1人	令和6年7月23日受付  被申請人は、解体工事の騒音・振動を減じるとともに、申請人の騒音・振動の被害に対し、慰謝料の支払いを求める。	令和8年2月24日 調停打ち切り  調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和7年（調） 第4号  [物流倉庫建設 計画変更等請求 事件]	神奈川県 住民197人	不動産会 社	令和7年10月17日受付  (1)被申請人は、物流倉庫建設により生じることが予想される大気汚染・振動・騒音などの影響、交通渋滞、交通事故発生の可能性などを申請人らの許容できる程度まで軽減するよう、物流倉庫の建設計画を変更すること。 (2)上記の計画変更に際して、大気汚染、振動、騒音、交通渋滞などに関する環境への影響を調査・予測・評価したデータのすべて（現在の計画のための調査・観測・測定などのデータも含む）を申請人らに開示すること。また、申請書中に開示することを要求する旨記載した事項も同様に申請人らに開示すること。 (3)申請人らが被る影響が許容できる程度まで軽減する建設計画を作成するまで、被申請人は建設工事に着手しないこと。	令和8年3月3日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和7年（調） 第3号  [隣家からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	千葉県 住民2人	千葉県 住民1人	令和7年11月20日受付  ①排気ダクトの設置により、排気の流れを北向きに変更すること ②送風設備の製作及び運転に要した費用並びに慰謝料の計490,536円を支払うこと	令和8年3月6日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和6年（調） 第3号  [駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民2人 運輸倉庫 会社2社	令和6年4月5日受付  (1)被申請人らは、午後9時から翌午前6時までの間、被申請人住民ら土地において自動車を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。 (2)被申請人らは、午前6時から午前8時までの間50デシベルを超える、午前8時から午後6時までの間55デシベルを超える、午後6時から午後9時までの間50デシベルを超える音量の騒音を申請人ら住所地に侵入させてはならない。 (3)被申請人らは、自動車の	令和8年3月9日 調停成立  調停委員会は10回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者全員の合意により調停が成立した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>排気ガス及び塵埃の流入防止のため、被申請人らは土地上で指定した各点を直線で結んだ範囲において、透過性のない材質で、高さ4メートルのフェンスを設置せよ。</p> <p>(4)被申請人らは、被申請人ら土地に発生する塵埃を申請人ら住所地に侵入させないようにアスファルト舗装工事を行う等の対策を講じなければならない。</p> <p>(5)被申請人らは、申請人ら住所地に属する排水管等を収去して、同土地を引き渡せ。</p> <p>(6)被申請人らは、申請人ら住所地に接する被申請人ら土地の盛り土の崩壊を予防するよう指定の各点を直線で結んだ範囲において、法面防護改良工事を実施する等の対策を講じなければならない。</p>	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>埼玉県 令和7年（調） 第3号</p> <p>[空調室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民2人</p>	<p>埼玉県A 市教育委員会 埼玉県A 市</p>	<p>令和7年10月17日受付</p> <p>(1) 被申請人は申請人2人に対し損害賠償金としてそれぞれ350万円を支払わなくてはならない。</p> <p>(2) 被申請人は、室外機35台と換気扇の低周波音を含む騒音について公益社団法人日本騒音制御工学会低周波音分科会などの専門機関に相談して防音壁を設置するなどの防音対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 被申請人は低周波音を含む騒音の防音対策を講じて室外機の稼働時間を午前8時から午後5時までとしなければならない。そして稼働時間設定を正確にして深夜稼働しないようにしなければならない。また、低周波音を含む騒音の防音対策を講じて換気扇の稼働時間を午前8時から午後2時までとしなければならない。</p> <p>(4) 今後、室外機設備の交換がある時には、反対側の人家のない場所にするなど設置場所に配慮し、小型の機械で低周波音を含む騒</p>	<p>令和8年3月13日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>音が出ないものにしなければならぬ。</p> <p>(5) 被申請人は(2)(3)の上記措置をすみやかにとらなければならぬ。</p> <p>(6) 将来A市によってはかの施設になったり新しく建物が建てられる時には設置される機械については低周波音を含む騒音が出ないよう地域の環境に配慮されなければならぬ。</p>	
<p>埼玉県 令和7年(調) 第1号</p> <p>[木材加工工場からの大気汚染等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民2人</p>	<p>木材製品製造会社</p>	<p>令和7年3月17日受付</p> <p>(1)被申請人は、申請人宅に大気汚染物質及び悪臭を進入させてはならない。</p> <p>(2)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、事業施設を移転しなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、申請人1人につき500万円を支払う。 (合計1,000万円の損害賠償請求)</p>	<p>令和8年3月16日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、被申請人に手続に応じる意思があるか確認するなど手続を進めたが、被申請人が手続に応じないとの意向を示したため当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 令和7年（調） 第1号</p> <p>[排水による土 壌汚染のおそれ 公害防止請求事 件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>石材製品 製造会社</p>	<p>令和7年3月7日受付</p> <p>(1)申請人は、被申請人との 間で、地役権設定対価相当 額を決定して、地役権設定 契約を締結する。</p> <p>(2)調停費用は、各自の負担 とする。</p>	<p>令和8年3月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、当 事者間に合意が成立 する見込みがないと 判断し調停を打ち 切り、本件は終結し た。</p>
<p>広島県 令和6年（調） 第1号</p> <p>[自動車部品工 場からの粉じん 被害防止及び損 害賠償請求事 件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>自動車部 品製造会 社</p>	<p>令和6年6月26日受付</p> <p>(1)被申請人の工場の排気フ ァンから排出される粉じん (鉄粉)の対策を速やかに 行うこと。</p> <p>(2)鉄粉による住居被害の損 害賠償。</p>	<p>令和8年3月19日 調停成立</p> <p>調停委員会は2回の 期日を開催すること により手続を進め、 申請のあった調停事 項のうち、(1)につ いて調停委員会から 調停条項を提案した ところ、当事者間の 合意により調停が成 立した。</p> <p>(※)調停事項のう ち、(2)については 令和8年（調）第1 号事件として分離 し、申請人が直ちに 取下げた。</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和7年（調） 第5号  [近隣店舗から の悪臭被害防止 請求事件]	茶類小売 業	韓国料理 店	令和7年12月15日受付  被申請人の店舗から発生する独特の調理臭が、申請人の店内及び店頭に漂う状態を止めることを求める。 申請人の要望案としては排気ダクトを被申請人の店舗の建物屋上まで伸長させることで申請人の店頭及び店内に臭気が漂うのを軽減させることを求める。	令和8年3月23日 調停取下げ  調停委員会は被申請人の答弁書の提出を受けるなど手続を進めていたが、申請人側から状況が改善したとして調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和8年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。